

教育委員会定例会日程

平成24年5月22日

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 会議録署名委員の決定

4 議事

日程第1

議案第10号

小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて (生涯学習課)

5 協議事項

(1) 平成24年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について (資料1 教育総務課)

(2) 6月補正予算について【非公開】 (資料4 生涯学習課)

6 報告事項

(1) 旧片浦中学校施設活用検討会の設置について (資料2 教育総務課)

(2) 小田原市教育ネットワークシステム検討会の設置について (資料3 教育総務課)

7 閉 会

議案第10号

小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて

小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて、議決を求める。

平成24年5月22日提出

小田原市教育委員会
教育長 前田 輝男

小田原市社会教育委員候補者名簿

【 候補者 】

選出区分	学識経験者
氏名	木村 秀昭
住所	小田原市飯田岡
生年	昭和16年
備考	小田原市自治会総連合
委嘱期間	平成24年7月31日まで

選出区分	社会教育関係者
氏名	眞壁 誠一
住所	小田原市東町
生年	昭和37年
備考	小田原市PTA連絡協議会
委嘱期間	平成24年7月31日まで

【 前任者 】

選出区分	学識経験者
氏名	石川 信雄

選出区分	社会教育関係者
氏名	一寸木 正直

社会教育委員名簿

任期：平成22年8月1日～平成24年7月31日

役職	選出区分	氏名	備考
議長	社会教育関係者	遠藤 豊子	きらめき☆おだわら塾を運営する会会長
副議長	学識経験者	瀬沼 克彰	桜美林大学名誉教授
委員	学校教育関係者	石井 政道	鴨宮中学校長
〃	学識経験者	長田 恵子	公募
〃	学校教育関係者	音淵 洋子	山王小学校長
〃	学識経験者	小山田 大和	公募
〃	学識経験者	木村 秀昭	自治会総連合会長
〃	学識経験者	鈴木 敦子	市議会議員
〃	家庭教育の向上に資する活動を行う者	杉崎 雅子	臨床心理士・学校心理士
〃	社会教育関係者	瀬戸 昭彦	市体育協会副会長
〃	学識経験者	中津川 悦子	市文化連盟副会長
〃	社会教育関係者	眞壁 誠一	市PTA連絡協議会幹事
〃	社会教育関係者	横山 けい子	市青少年健全育成連絡協議会副会長

※委員は五十音順（平成24年5月22日現在）

資料 1

平成24年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価事業案一覧表

No.	実施事業名	事業内容	所管課	昨年の点検・評価	票の集計
3	確かな学力向上事業	外国人児童・生徒への日本語指導の実施	教育指導課		1
5	確かな学力向上事業	学校司書の配置	教育指導課		2
7	確かな学力向上事業	市推薦研究の委託	教育指導課		1
9	豊かな心と体の育成事業	環境教育の実施	教育指導課		3
12	健康・体力づくり推進事業	中学校体育連盟の活動費補助 各種大会の参加費補助 部活動地域指導者の活用	教育指導課		2
19	教育課題研究推進事業	学習指導法や教育課題の共同研究の実施	教育指導課		3
23	学校給食事業	学校給食の実施	保健給食課		1
24	地域一体教育推進事業 (未来へつながる学校づくり)	未来へつながる学校づくりの実施	教育指導課	★	1
25	地域一体教育推進事業 (未来へつながる学校づくり)	学校支援地域本部の運営、教育ファームの実施	教育指導課	★	1

平成24年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価事業案一覧表

No.	実施事業名	事業内容	所管課	昨年の点検・評価	票の集計
26	地域一体教育推進事業 (未来へつながる学校づくり)	学生ボランティアの活用	教育指導課		1
28	地域一体教育推進事業 (未来へつながる学校づくり)	幼・保・小・中連携に関する研究 幼・保・小・中連絡会の開催	教育指導課		3
31	支援教育推進事業	個別支援員の配置など	教育指導課		1
32	支援教育推進事業	就学相談の実施 通級指導教室・特別支援相談室の運営	教育指導課		2
33	支援教育推進事業	小学校特別支援学級の整備	教育指導課		1
34	支援教育推進事業	中学校特別支援学級の整備	教育指導課		1
35	不登校等対策事業	教育相談指導学級の運営 不登校生徒訪問相談の実施	教育指導課	★	3
38	教育相談等充実事業	教員・保護者・学区諸団体との連携を図る連絡会議の開催	教育指導課		1
40	教育相談等充実事業	ハートカウンセラーの配置	教育指導課		1

平成24年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価事業案一覧表

No.	実施事業名	事業内容	所管課	昨年の点検・評価	票の集計
52	学校施設整備事業	給食調理施設・設備の改修 食器の更新	保健給食課		1
54	学校施設整備事業	各学校施設へのパソコンなどの整備 教育ネットワークの拡充	教育指導課		2
58	食育推進事業	食育講演会、親子料理教室、学校給食展の開催、スキルアップ研修、食に関する指導の実施	保健給食課	★	1
64	史跡石垣山整備事業	早川石丁場群の散策路整備	文化財課		1
65	埋蔵文化財調査・整理事業	開発行為に伴う緊急発掘調査	文化財課		1
68	文化財保存・管理事業	無形民俗芸能保存団体の支援	文化財課		1
75	小田原ゆかりの文化の保存・活用事業	近代小田原三茶人等顕彰催事の開催 松永記念館地域交流などの実施	生涯学習課		1

平成24年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価事業案一覧表

No.	実施事業名	事業内容	所管課	昨年の点検・評価	票の集計
77	(仮称)おだわら生涯学習大学事業	シルバー大学講座の開催 (仮称)おだわら生涯学習大学の開設 運営	生涯学習課		2
84	郷土学習事業	図書館郷土資料の整理・保存・公開	図書館		1
86	学習成果発表事業	生涯学習フェスティバルの開催	生涯学習課		2
87	体験・交流学習事業	地域や世代を超えた体験学習などの 実施	青少年課	★	1
88	スポーツ施設整備運営 事業	学校体育施設の開放	スポーツ課		1

点検・評価対象事業案の所管課別

票数	事業数	所管課
票数3	4	教育指導課4
票数2	6	教育指導課4、生涯学習課2
票数1	20	教育指導課10、保健給食課3 文化財課3、生涯学習課1、図書館1、スポーツ課1 青少年課1

平成24年度教育委員会事務の点検・評価に係る事業一覧表

No.	詳細施策名	実施事業名	実施事業説明	事業内容	事業目的	所管課	昨年の点検・評価
1	確かな学力向上事業	確かな学力向上事業	基礎的・基本的な知識と、考える力や学習意欲などの確かな学力を確実につけていく取組を推進します。	おだわらっ子学力向上計画の作成 学力向上に関する研究 学力調査・分析の実施	児童・生徒の「確かな学力」の向上に向け、学力に関する調査・研究と、学校・家庭・地域・行政間の連携を推進する。	教育指導課	
2				小学校外国語指導助手(ALT)の配置	ALTを各小学校に配置し、児童の英語や他国の文化に対する興味・関心を高め、外国語活動の指導の充実を図る。	教育指導課	★
3				外国人児童・生徒への日本語指導の実施	外国籍や外国につながる子どもに対して、日本語指導をおこなう協力者を派遣する。	教育指導課	
4				図書ボランティアの活用推進	図書ボランティアを各校で積極的に導入することで読み聞かせ活動や図書整備を推進し、子どもの図書活動の充実を図る。	教育指導課	
5				学校司書の配置	学校司書の配置により、図書の紹介の充実、貸し出し業務効率化などを図り、子どもの図書活動の充実を図る。	教育指導課	
6				中学校外国語指導助手(ALT)の配置ほか	ALTを各中学校に配置し、諸活動を通して生徒の英語に対する興味・関心を高める。	教育指導課	
7				市推薦研究の委託	教科等の教育内容及びその指導に関する諸問題について、学校・幼稚園の研究會に推薦研究を委託し、その研究の成果を本市学校教育に反映させる。	教育指導課	
8	豊かな心と体の育成事業	豊かな心と体の育成事業	「生きる力」の重要な要素である豊かな心や人間性を育成するための教育活動を推進します。	教職員向け人権同和教育研究会の実施	人権に関わる諸問題について、演習や講話を通して研修を深め教職員の資質と実践力の向上を図るとともに人権教育推進に役立てる。	教育指導課	
9				環境教育の実施	様々な体験活動などと関連させながら自然環境や社会環境を大切にすることを育む。	教育指導課	

平成24年度教育委員会事務の点検・評価に係る事業一覧表

No.	詳細施策名	実施事業名	実施事業説明	事業内容	事業目的	所管課	昨年の点検・評価
10	「生きる力」を育む教育活動の推進	健康・体力づくり推進事業	体育行事の実施や中学校部活動の活性化に向けた支援を行い、児童生徒の健康・体力づくりを推進します。	おだわらっ子ドリームシアターの開催	市内小学校4年生が一同に会し、質の高い芸術・文化作品にふれることにより、豊かな感性や感覚をもつ心を育む。	教育指導課	
11				小学校体育大会の実施	市内小学校6年生が一同に会し、協議・演技を通して、体力の向上と交流を図る。	教育指導課	
12				中学校体育連盟の活動費補助 各種大会の参加費補助 部活動地域指導者の活用	中学校の部活動に対し、学校の実情に合わせ顧問の協力者として技術面の指導を中心に行う部活動地域指導者を派遣する。	教育指導課	
13		学校保健充実事業	学校保健安全法に基づき、児童生徒などの健康診断及び保健指導を実施します。また、年齢に応じた性教育や喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育を行います。	就学就園時の健康診断の実施ほか	幼稚園や小学校へ入学する園児・児童の健康チェックを行い、健全な心身で生活を送れるように、就学就園時の健康診断を実施する。	保健給食課	
14				性教育講演会の開催 歯科保健指導などの実施	性に関することや、命の誕生・命の尊さ、思春期の男女の心とからだの変化について正しい知識を持つために、中学生を対象に性教育講演会を開催する。また、児童生徒の口腔内衛生の向上のため、歯科保健指導を実施する。	保健給食課	★
15				日本スポーツ振興センターなどへの加入 学校災害見舞金の支給	児童生徒の学校及び学校管理下の課外活動での事故に備えて、保険へ加入し、災害に遭った児童生徒の治療について補償する。また、入院や歯牙の欠損に対して、学校災害見舞金を支給する。	保健給食課	
16	小学校の定期健康診断の実施			児童の健康管理と心身の健全な発達のため、定期的に尿検査、心電図検査やぎょう虫卵検査を行うとともに、学校医による検診を実施する。	保健給食課		

平成24年度教育委員会事務の点検・評価に係る事業一覧表

No.	詳細施策名	実施事業名	実施事業説明	事業内容	事業目的	所管課	昨年の点検・評価	
17				中学校の定期健康診断の実施	生徒の健康管理と心身の健全な発達のため、定期的に尿検査、心電図検査やぎょう虫卵検査を行うとともに、学校医による検診を実施する。	保健給食課		
18				幼稚園の定期健康診断の実施	園児の健康管理と心身の健全な発達のため、定期的に尿検査、心電図検査やぎょう虫卵検査を行うとともに、園医による検診を実施する。	保健給食課		
19		教育課題研究推進事業	新学習指導要領に対応する学習指導法や今日的な教育課題についての研究を進めるとともに、本市の実情に応じた、教育の振興のための基本的な計画を定めます。	学習指導法や教育課題の共同研究の実施	緊急または将来要求される教育課題や教科の学習指導法等をテーマについて研究し、その成果を広く共有できるようにする。	教育指導課		
20				教育振興基本計画の策定	小田原市が目指すべき教育の姿を明らかにし、今後5年間に取り組むべき施策を定めるため	教育総務課		
21		小田原の良さを生かした教育の推進	郷土学習推進事業	郷土の偉人、自然、歴史、文化などを学ぶことを通じて郷土を愛し、大切にしたい気持ちを持つとともに、小田原に誇りを持つ子どもの育成を目指します。	全小学校における二宮尊徳学習の実施	二宮尊徳翁の事績等を学習することにより、郷土の先人を愛する心を育てるとともに、自己の生き方の一助とする。	教育指導課	
22					ふるさと学習の実施 「小田原の自然」活用講座の開催	児童生徒の郷土に対する興味・関心や探究心を高め、郷土の自然や文化を大切にする態度を養うために実施するものである。	教育指導課	
23	学校給食事業		学校給食において、地場産品の使用量の向上を図ります。また、直営で実施している学校給食調理業務を順次委託化します。	学校給食の実施	児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供する。また、学校給食に地場産物を活用したり、郷土食や行事食を提供することを通じ地域の文化や伝統に対する理解と関心を深める。	保健給食課		

平成24年度教育委員会事務の点検・評価に係る事業一覧表

No.	詳細施策名	実施事業名	実施事業説明	事業内容	事業目的	所管課	昨年の点検・評価
24	家庭・地域と共に歩む教育の充実	地域一体教育推進事業 (未来へつながる学校づくり)	子どもの学びと育ちを地域ぐるみで支える学校づくりを目指した地域一体教育を推進します。	未来へつながる学校づくりの実施	園・学校のグランドデザインのもとに、子どもや教職員、保護者、地域の願いを生かし、小田原の良さを生かした園・学校づくりを推進する。	教育指導課	★
25				学校支援地域本部の運営、教育ファームの実施	家庭、地域、学校のそれぞれが、連携しながら、地域総ぐるみで子どもの育ちを支える体制づくりを進める。	教育指導課	★
26				学生ボランティアの活用	各幼稚園、小・中学校の教育活動を支援する学生を必要に応じて派遣し、幼稚園や学校等の教育活動の活性化を図る。	教育指導課	
27				小田原地区高等学校定時制教育振興会への補助 神奈川県高等学校定通教育振興会への参加	定時制教育の振興を図るため	教育総務課	
28				幼・保・小・中連携に関する研究 幼・保・小・中連絡会の開催	各中学校区において、幼・保・小・中の教職員が一体となって子どもの成長を担っていくため。	教育指導課	
29		開かれた学校推進事業	各学校が保護者や地域に対して必要な情報発信を行うとともに、それぞれのニーズを学校教育活動全体に反映させます。また、学校運営の目標を設定し、達成状況などを評価し、改善を図っていきます。	学校評議員制度の活用 学校へ行こう週間の実施 各学校のホームページによる情報発信	学校が、家庭や地域と連携協力し、一体となって子どもの健やかな成長を図るため設置するものである。	教育指導課	
30				学校評価の実施	教師が、授業改善への取り組みを繰り返し行っていくことが、学校教育目標の具現化を図ることへと結びつき、教師一人ひとりがより積極的に学校運営に参画していくこととなる。	教育指導課	
31					個別支援員の配置など	特別支援学級や通常級に在籍する児童・生徒のさまざまな教育的ニーズに対応するため、教職員と連携しながらきめこまかな支援を行うものである。	教育指導課

平成24年度教育委員会事務の点検・評価に係る事業一覧表

No.	詳細施策名	実施事業名	実施事業説明	事業内容	事業目的	所管課	昨年の点検・評価
32		支援教育推進事業	教育上配慮を要する子ども一人ひとりに対して、それぞれの教育的ニーズに応じた適切な支援教育を行います。	就学相談の実施 通級指導教室・特別支援相談室の運営	児童・生徒のさまざまな特性をふまえた上で、そのニーズにあった教育をしていくために、学習の場、相談の場を設置し運営する	教育指導課	
33				小学校特別支援学級の整備	小学校における特別支援学級において、児童のさまざまな特性をふまえ、保護者と連携しながら、個に応じた適切な指導の充実を図る。	教育指導課	
34				中学校特別支援学級の整備	中学校における特別支援学級において、生徒のさまざまな特性をふまえ、保護者と連携しながら、個に応じた適切な指導の充実を図る。	教育指導課	
35		不登校等対策事業	教育相談指導学級の運営や不登校生徒訪問相談員の派遣により、中学不登校生徒の学校復帰を支援します。また、校内支援室指導員を派遣し、学校における不登校対策支援体制の充実を図ります。	教育相談指導学級の運営 不登校生徒訪問相談の実施	学校に行けない児童・生徒の通級場所として、専任教諭、指導員のもと、学校復帰を目指す。不登校生徒の家に訪問し、信頼関係を築き、学校復帰を目指す。	教育指導課	★
36				校内支援室の開設・運営 不登校対策「Q-U検査」の活用研究	教室に入れない生徒を対象に、支援室を開設し、不登校の多い中学校を中心に指導員を配置する。よりよい学級集団を目指し、不登校を未然に防ぐ。	教育指導課	★
37				教育相談の実施	教育指導課内に教育相談員、心理相談員、スクールソーシャルワークサポーターを配置し、個別支援、不登校などの相談電話や来所相談などに対応する。	教育指導課	
38				教員・保護者・学区諸団体との連携を図る連絡会議の開催	児童・生徒の諸問題に対して、教員・保護者・学区諸団体等で連絡会議を開催し、支援の連携を図る。	教育指導課	

平成24年度教育委員会事務の点検・評価に係る事業一覧表

No.	詳細施策名	実施事業名	実施事業説明	事業内容	事業目的	所管課	昨年の点検・評価
39	きめ細かな教育体制の強化	教育相談等充実事業	さまざまな問題を抱える子どもや保護者を対象とした教育相談を行います。また、専門的な機関との緊密な連携により、組織的に教育相談を進めます。	地区パトロールなどの実施	児童・生徒指導を計画的に進め、非行や不登校いじめ等の問題行動を未然に防いだり、問題発生時には臨機応変に対応・指導したりする等、児童・生徒の健全な育成を図る。	教育指導課	
40				ハートカウンセラーの配置	児童が悩み等を気軽に相談し、ストレスを和らげることのできる第三者的な相談員を、小学校の大規模校を中心に配置する。	教育指導課	
41				中学校生徒指導員の活用	生徒指導の課題に対応するため、必要としている全中学校へ生徒指導員を派遣し、よりよい学校生活について生徒が前向きに考えられるよう生徒指導体制の充実を図る。	教育指導課	
42		就学支援事業	就学援助費、奨学金の支給などにより就学などに係る保護者の負担軽減を図ります。	小学校児童の学用品費・学校給食費・通学費等の援助	経済的理由によって就学困難な児童のいる世帯に就学援助を行い、義務教育の円滑な実施を図る。	教育指導課	
43				中学校生徒の学用品費・学校給食費・通学費等の援助	経済的理由によって就学困難な生徒のいる世帯に就学援助を行い、義務教育の円滑な実施を図る。	教育指導課	
44				高等学校等奨学金の支給	経済的理由により高等学校等への修学が困難で、成績が優良な生徒を対象に学資の一部として30,000円の奨学金を支給する事業	教育指導課	
45		少人数学級編制事業	少人数学級編制を小学校1、2学年で実施するとともに、30人を超える学級に対して、担任を補助するスタディサポートスタッフを派遣します。	少人数学級編制(小1、2)の実施 スタディサポートスタッフの配置	学校生活を送るための基礎的な生活習慣の確立及び基礎基本の徹底による学力の定着を図る。	教育指導課	★

平成24年度教育委員会事務の点検・評価に係る事業一覧表

No.	詳細施策名	実施事業名	実施事業説明	事業内容	事業目的	所管課	昨年の点検・評価
46		幼稚園教育推進事業	子育て支援の一環として、公立幼稚園のあり方について検討します。また、私立幼稚園の教育環境を充実させる支援を行います。	公立幼稚園延長保育の実施 幼稚園教諭の教育研究 幼保連携の調査・研究	子育て支援策の一環として、酒匂幼稚園のみ17時まで延長保育を実施している。	教育指導課	
47				私立幼稚園児の内科検診費等補助 私立就園奨励費の補助	幼児の内科・歯科検診及び寄生虫検査を円滑に実施し、健康保持を推進するため、また、私立幼稚園等に就園する幼児の保護者の経済的負担を軽減し、もって幼児教育の振興に資する。	教育指導課	
48	教育環境の整備	学校施設所得事業	学校教育に必要な施設の取得とともに、公益法人制度改革に対応するため、財団法人小田原市学校建設公社の保有する資産を取得し、解散などへの道筋を立てます。	学校施設の取得	学校教育のために必要とする施設等の保全のため	教育総務課	
49				学校建設公社保有資産の取得	学校教育のために必要とする施設等の保全のため	教育総務課	
50		学校施設整備事業	学校施設の維持・管理及び校舎リニューアルなどの整備を行います。	小学校施設の維持・管理 校舎リニューアルの実施	子ども達に普通教育の場を提供するため、学校施設の維持・管理を行う。	教育総務課	★
51				中学校施設の維持・管理 校舎リニューアルの実施	子ども達に普通教育の場を提供するため、学校施設の維持・管理を行う。	教育総務課	
52				給食調理施設・設備の改修 食器の更新	老朽化した給食調理施設設備の更新や改修、給食用食器の更新を行うことにより、衛生管理や安全管理の徹底を図り、学校給食の充実を図る。	保健給食課	
53				幼稚園施設の維持・管理	子ども達に普通教育の場を提供するため、学校施設の維持・管理を行う。	教育総務課	
54		各学校施設へのパソコンなどの整備 教育ネットワークの拡充	現在導入されているシステムを適切に運営・管理するとともに、平成25年度のシステム更新・導入に向けて研究・検討を行う。	教育指導課			

平成24年度教育委員会事務の点検・評価に係る事業一覧表

No.	詳細施策名	実施事業名	実施事業説明	事業内容	事業目的	所管課	昨年の点検・評価
55		教材・教具整備事業	新しい学習指導要領などに対応した教材・教具の整備を図ります。	小学校教材などの整備・管理	各小学校に予算の配当を行い、必要な教材を整備するため	教育総務課	
56				中学校教材などの整備・管理	各小学校に予算の配当を行い、必要な教材を整備するため	教育総務課	
57				幼稚園教材などの整備・管理	各小学校に予算の配当を行い、必要な教材を整備するため	教育総務課	
58	食育の推進	食育推進事業	生涯を通じての食育の推進や運動習慣を身につけることにより、日ごろからの健康づくりを支援します。	食育講演会、親子料理教室、学校給食展の開催、スキルアップ研修、食に関する指導の実施	食に関する正しい知識や判断力を身につけ、健全な食生活を実践するため、家庭や地域、学校などにおいて、食育を啓発する事業を実施する。	保健給食課	★
59	史跡小田原城跡などの整備	史跡小田原城跡整備事業	近世城郭である本丸・二の丸や中世城郭である八幡山古郭・総構の整備を行うとともに、史跡を保護するために史跡用地の取得を計画的に行います。	御用米曲輪の整備工事・発掘調査	御用米曲輪の本来の形を復元するとともに、緑と共生した市民の憩いの場所を整備するため	文化財課	★
60				八幡山古郭・総構整備の基本計画・基本設計	※平成23年度未実施 八幡山古郭・東曲輪の史跡整備を行うために、整備計画の策定を行うため	文化財課	
61				史跡用地(城内地区)の取得	所有者からの申し出があった際に、史跡指定地内の規制に対する補償措置として公有地化を行うため	文化財課	
62				史跡小田原城跡調査・整備委員会の運営	史跡小田原城跡の整備を円滑に行うために、学識経験者による調査・整備委員会を運営して、意見や指導を受ける必要があるとともに、史跡整備に伴う植栽の取扱いや植栽管理についても、植栽専門部会を運営して、意見や指導を受ける必要があるため	文化財課	

平成24年度教育委員会事務の点検・評価に係る事業一覧表

No.	詳細施策名	実施事業名	実施事業説明	事業内容	事業目的	所管課	昨年の点検・評価
63		史跡石垣山整備事業	史跡石垣山の落石危険箇所の保全対策を継続して行います。また、早川石丁場群については、散策路を整備して暫定的な開放を行うとともに、史跡指定に向けた協議を進めます。	史跡石垣山の保全対策工事	石垣が崩れる危険性がある場所について、石垣を保護して安全性を確保するため	文化財課	
64				早川石丁場群の散策路整備	広域農道整備に伴って平成17年度に行われた調査の結果、保存状態の良い箇所が現状保存された早川石丁場群を、一般公開するため	文化財課	
65	文化財の保存と活用	埋蔵文化財調査・整理事業	開発工事に際して事前に発掘調査を実施するとともに、発掘調査によって得られた成果は、永く後世に伝えるとともに誰もが活用できるように資料として整備します。	開発行為に伴う緊急発掘調査	埋蔵文化財包蔵地内で、開発行為等の工事により遺跡が破壊される場合、試掘調査や個人及び併用住宅等の開発に対する本格調査を実施し、遺跡の記録保存を行うため	文化財課	
66				遺物の整理・保存処理 整理室の維持管理 報告書の刊行	発掘調査の成果は、地域の歴史や文化を理解する上で必要不可欠であり、長く後世に伝え、誰もが活用できる資料として整備するため	文化財課	
67		文化財保存・管理事業	歴史的建造物や民俗芸能に代表される有形・無形の文化財などを適切に保存、管理、育成するため、文化財の所有者や団体に対し支援します。また、国指定史跡などの見回り監視や草刈業務などを実施します。	指定文化財の管理謝礼の進呈 保存修理費の補助	指定文化財の所有者や団体に対する支援を行い、文化財の適切な保存と活用を図る。	文化財課	
68				無形民俗芸能保存団体の支援	不足する後継者育成に力を注ぐ無形民俗芸能の保存・普及を図る。	文化財課	
69				市・国指定史跡の見回り監視・清掃・草刈り 清閑亭の改修	国指定史跡の適切な維持管理や来訪者の安全確保を図る。国登録有形文化財「清閑亭」についても雨漏りや建具の改修を行う。	文化財課	
70		文化財保護委員会の運営	文化財の保存及び活用について調査・研究あるいは意見具申を行う。	文化財課			

平成24年度教育委員会事務の点検・評価に係る事業一覧表

No.	詳細施策名	実施事業名	実施事業説明	事業内容	事業目的	所管課	昨年の点検・評価
71		文化財啓発事業	埋蔵文化財の発掘調査の成果や史跡小田原城跡の整備状況、歴史的建造物などの文化財を公開します。また、文化財啓発用冊子などを刊行します。	遺跡調査発表会・最新出土品展・遺跡・文化財建造物見学会・観覧会の実施 指定文化財などの一般公開	発掘調査の成果や歴史的建造物などを公開し、市民や来訪者が小田原の歴史を深く理解できるようにする。	文化財課	
72				冊子「小田原の文化財」の改訂	文化財啓発用冊子の改訂を行い、指定文化財について市民等への理解を促す。	文化財課	
73	小田原ゆかりの文化の保存と活用	小田原ゆかりの文化の保存・活用事業	二宮尊徳をはじめ、小田原ゆかりの文学者や文化人、政財界人の功績や知られざる魅力を小田原の文化資産として市内外の人々に発信します。	小田原文学館の管理運営 特別展の開催 施設の改修工事 土地の購入	出身・ゆかりの文学者資料の展示を通じ、歴史的風致の維持及び小田原の文化を発信する施設として小田原文学館の整備・充実を図る。	図書館	
74				西海子サロンの運営 白秋童謡の散歩道案内板の設置 おだわら文学散歩のルート整備	小田原文学館・白秋童謡館を基盤としたサロンを開催し、小田原市固有の文化遺産の魅力を発信する。	図書館	★
75				近代小田原三茶人等顕彰催事の開催 松永記念館地域交流などの実施	近代小田原にゆかりの政財界・文化人、とりわけ松永記念館にゆかりの松永耳庵ら近代小田原三茶人の事績等を発掘・顕彰し、小田原固有のすぐれた歴史遺産として活用する。	生涯学習課	
76				尊徳祭の開催 史跡案内チラシの作成 尊徳生家の燻蒸	二宮尊徳翁の教えや魅力を小田原の文化遺産として市内外の人々に発信する。	生涯学習課	

平成24年度教育委員会事務の点検・評価に係る事業一覧表

No.	詳細施策名	実施事業名	実施事業説明	事業内容	事業目的	所管課	昨年の点検・評価
77	多様な学習の機会と情報の提供	(仮称)おだわら生涯学習大学事業	既設の講座、学習情報、学習相談などを体系的に集大成し、再編した(仮称)おだわら生涯学習大学を開設し、市民力を活用した市民主体の生涯学習施策を推進します。	シルバー大学講座の開催 (仮称)おだわら生涯学習大学の開設運営	既設の講座、学習情報、学習相談などを体系的に集大成し、再編した「キャンパスおだわら」を開設し、市民力を活用した市民主体の生涯学習施策を推進するため。 ※「(仮称)おだわら生涯学習大学」は平成23年度に「キャンパスおだわら」に名称変更。 ※シルバー大学は平成23年度をもって事業を終了し、「キャンパスおだわら」において、そのノウハウなどを継承していく。	生涯学習課	
78		身近な図書館推進事業	各種イベントを通して図書館の利用促進を図ります。また、手軽に図書資料の予約、貸出、返却などができるよう図書館機能の整備、充実を図ります。	図書館学習イベントの開催	ボランティア等と協働で各種イベントを実施し、図書館の利用促進を図る。	図書館	
79				予約検索システムの管理運用 図書の搬送	図書資料の予約・貸出、返却等が手軽にできるよう、図書館機能の整備・充実を図る。	図書館	
80	郷土についての学びの推進	二宮尊徳学習事業	二宮尊徳のすぐれた事績を顕彰し、報徳仕法について市民などが学び実践し活用するための機会を提供します。また各地に散在する関係資料を収集、整備し、その保全、公開を進めます。	報徳の集いの開催 展示室史跡などの解説 刊行物の作成	尊徳翁の教えや事績を市民などが学び実践し活用するための機会を提供する。	生涯学習課	
81				尊徳資料の収集・整備・公開	二宮尊徳翁に関係する資料を収集、整備し、その保全、公開を進める。	生涯学習課	
82		郷土資料の収集を進め、その保管、活用を充実させるとともに、講座や野外観察会などの郷土学習を充実させます。また古文書など貴重資料のデジタルデータ化を進めます。	郷土研究会の開催 郷土文化館友の会の発足・運営	市民らが郷土の豊かで多面的な歴史・自然に親しむための講座・見学会・体験会を実施する。また、それをサポートするボランティア団体「郷土文化館友の会」の発足を計る。	生涯学習課		

平成24年度教育委員会事務の点検・評価に係る事業一覧表

No.	詳細施策名	実施事業名	実施事業説明	事業内容	事業目的	所管課	昨年の点検・評価
83		郷土学習事業		郷土資料の収集・保管・活用	郷土の歴史・文化等に関わる各種資料を収集・保管するとともに、一般の観覧・研究利用等に供する。	生涯学習課	
84				図書館郷土資料の整理・保存・公開	図書館で保管している各種資料を整理し、保存・公開して活用するとともに、貴重資料のデジタルデータ化を進める。	図書館	
85		生涯学習支援者育成事業	地域資源に精通している学習者などを発掘し、育成します。	ボランティア団体活動謝礼の進呈	地域資源に精通している学習者などを発掘し育成するため。	生涯学習課	
86	学んだ成果を生かす環境づくり	学習成果発表事業	ふれあい、学びあい、交流できるきっかけとするため、生涯学習実践団体、生涯学習を推進する市民団体などが協働して、生涯学習フェスティバルを開催します。	生涯学習フェスティバルの開催	生涯学習センター本館を利用している生涯学習活動を目的とする団体に、日頃の活動の成果を発表する場を提供することで、活動の活性化や会員拡大等を図るとともに、参加団体の自主的な企画・運営により、参加団体相互の交流と親睦を図るため。	生涯学習課	
87	体験・交流学習の充実	体験・交流学習事業	小田原の持つ豊かな自然や資産、なりわいなどを活用し、異なる世代が参加し、交流しながらさまざまな体験学習を実施します。	地域や世代を超えた体験学習などの実施	次世代を担う青少年の自立心や創造力、豊かな人間性をはぐむため、自然や地域などの中で、多様な体験学習の機会を提供する。	青少年課	★
88	スポーツ施設整備運営事業	スポーツ施設整備運営事業	スポーツ施設の安全かつ快適で、効率的な管理運営を行います。	学校体育施設の開放	地域住民の社会体育の普及振興を図るため、体育館及び運動場を開放し、スポーツ活動を支える環境づくりを行う。	スポーツ課	

旧片浦中学校施設活用検討会設置要綱を次のように定める。

平成24年5月17日

小田原市教育委員会
委員長 和田重宏

旧片浦中学校施設活用検討会設置要綱

(設置)

第1条 旧片浦中学校の施設活用に関して、市全体の宿泊施設の方向性を整理するとともに、ハード、ソフトの両面から、その諸課題を整理し、検討するため、旧片浦中学校施設活用検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市全体の宿泊施設の方向性の検討
- (2) 旧片浦中学校の施設活用の可能性の検討
- (3) 旧片浦中学校の施設活用に伴う施設整備の検討
- (4) 旧片浦中学校の施設活用に伴う運営形態、地域の活性化に係る検討
- (5) 旧片浦中学校の施設活用に係る片浦地域の住民との調整
- (6) 前各号に掲げるもののほか、旧片浦中学校の施設活用に関し必要な事項

(組織)

第3条 検討会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長には教育部長を、副会長には企画部企画政策課長及び子ども青少年部青少年課長をもって充てる。

3 委員は、次条に規定する部会の構成員をもって組織する。

4 検討会の会議は、必要に応じて会長が招集し、これを主宰する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(部会)

第4条 検討会に次の部会を置く。

- (1) 市全体の宿泊施設の方向性検討部会
- (2) 施設整備検討部会
- (3) 施設活用検討部会

- 2 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 市全体の宿泊施設の方向性検討部会及び施設活用検討部会の部会長は教育部副部長を、施設整備検討部会の部会長は教育部管理監をもって充てる。
- 4 副部会長は、部会長が指名する。
- 5 部会員は、部会ごとに別表に掲げる所属に属する職員のうち、所属長が推薦するものをもって充てる。
- 6 部会長、副部会長及び部会員は、他の部会の部会長、副部会長及び部会員と兼ねることができる。
- 7 部会の会議は、部会長が招集し、これを主宰する。
- 8 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
(庶務)

第5条 検討会及び部会の庶務は、教育部教育総務課が行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月17日から施行する。

別表 (第4条関係)

(1) 市全体の宿泊施設の方向性検討部会

企画政策課、行政管理課、事業課、生涯学習課、青少年課及び農政課

(2) 施設整備検討部会

企画政策課、建築指導課、開発審査課、建築課及び予防課

(3) 施設活用検討部会

企画政策課、文化政策課、青少年課、農政課、保健給食課及び教育指導課

各部会における検討項目（案）

■市全体の宿泊施設の方向性検討部会

- ・各施設の基本情報（施設の概要、設置目的、管理運営形態）
- ・平成23年度維持管理費及び利用料金収入（決算ベース）
- ・利用状況の分析（過去5年間）
 - 月別、個人・団体別、日帰り及び宿泊利用件数・人数（減免・有料別）
 - 付帯施設の利用状況
- ・施設のウリ、特色
- ・各施設が抱える課題
- ・今後の方向性

■施設整備検討部会

- ・都市計画法に基づく活用の可能性の検討
- ・建築基準法、消防法、バリアフリー法に基づく課題と対応策整理
- ・エレベーター設置の検討（工法、経費、工期等）
- ・宿泊可能な施設とする場合に必要な施設・設備の検討
 - 各室の整備内容（内装、エアコン等）と適正な利用定員設定
 - シャワー室又は浴室整備の検討
- ・屋外炊事場整備の検討
- ・駐車場の検討

■施設活用検討部会

- ・活用の可能性を整理した上で、事業目的を整理（対象、位置付け等）
- ・宿泊可能な体験学習施設とする場合の運営形態の検討
 - 担い手、利用見込み、利用料金、維持管理経費
- ・食事の提供方法の検討（片浦小学校給食室の活用、地場産品の活用等）
- ・寝具の提供方法
- ・体験メニューの開発と整理
 - 学校施設を活用した体験メニュー
 - 片浦地域における体験メニュー
- ・活性化への効果を整理
 - 雇用の創出、地場産品の提供、収益事業の展開、体験メニュー等
- ・パソコン教室のあり方の検討

■事務局として

- ・地域との調整
- ・閉校の経緯整理
- ・オーラルヒストリーの検証
- ・モニター利用の検証
- ・財源の検討
- ・類似施設の状況

旧片浦中学校施設活用検討スケジュール

(平成24年4月～)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
施設活用検討会	・組織設置	・5/17 検討会議開催 ・5/28 体験交流施設の視察			・検討会議開催 ・中間報告(案)の作成	中間報告			・検討会議開催 ・最終報告(案)の作成	最終報告			
(1)市全体の宿泊施設の方向性検討部会		・各施設基本情報の整理 ・各施設の課題 ・各施設の今後の方向性											
(2)施設整備検討部会		・各法令に基づく活用の可能性の検討 ・建築基準法、消防法、バリアフリー法に基づく課題と対応策整理		・宿泊可能な施設とする場合に必要 な施設・設備の検討 ・屋外炊事場整備の検討 ・駐車場の検討				検討結果取りまとめ					
(3)施設活用検討部会		・活用の可能性を整理 ・宿泊可能な体験学習施設とする場合の運営形態の 検討 担い手、利用見込み、利用料金、維持管理経費 ・食事の提供方法の検討 ・寝具の提供方法の検討 ・体験メニューの開発と整理 ・活性化への効果を整理 ・パソコン教室のあり方の検討						検討結果取りまとめ					
片浦地域		・5/11 自治会長会議	・6/2 地元説明会	・自治会長会議	・自治会長会議	・自治会長会議 ・地元説明会	・自治会長会議	・自治会長会議	・自治会長会議	・自治会長会議	・自治会長会議	・自治会長会議	
教育委員会定例会		・検討会の設置について			・中間報告について			・最終報告について					
厚生文教 常任委員会			・検討会の設置について			・中間報告			・最終報告				
予算策定作業							・工事費概算 見積もり ・作業工程案 の作成	・予算要求		・理事者査定	・予算案上程		

旧片浦中学校施設にかかるこれまでの検討の経緯

<平成19, 20年度>

片浦中学校のあり方を考える委員会

《開催期間・回数》

平成20年1月から平成21年1月まで計8回開催。20年8月に提言書提出。

《メンバー》

自治会 4名、民生委員児童委員協議会 2名、青少年健全育成協議会 1名
同窓会 2名、中学校PTA 3名、小学校PTA 3名、中学校 1名
小学校 1名、江之浦保育園 1名

《経緯》

平成19年度の秋に翌年度の進路調査を行ったところ、平成20年度に片浦中学校に進学する子どもが非常に少ない見込みであることがわかった。

このため、片浦地区の児童・生徒、幼児数などの現況を把握するとともに、学校関係者、教育委員会、地域関係者で意見交換を行ったが、子どもの数が大きく増加することが期待できないこと、この状況が続くと数年後には片浦中学校がごく僅かな生徒になってしまうことが予想されるため、地域の住民代表や保護者、学校関係者等による「片浦中学校のあり方を考える委員会」を設置し、議論し、平成20年8月に提言書が提出された。

《提言内容》

- ・これまでの検討経過を踏まえ、片浦中学校を近隣の中学校に統合
- ・片浦中学校は、平成22年3月で閉校し、生徒は平成22年4月から城山中学校に編入
- ・なお、現中学1年生及び現小学校6年生は、希望により平成21年度は城山中学校に進学できるように指定変更を認める

《提言の附帯意見》

片浦中学校が統合され閉校した後の施設の利用については、学校という性質・機能を活かし、小田原の教育センターとして活用するなど、この地域に人々を呼び込む施策を検討されたい。
また、学校・地域の歴史を残す資料館やコミュニティセンター、高齢者施設など、地域に役に立つ機能も検討されたい。

<平成21年度>

片浦中学校施設活用検討ワーキングチーム

《開催期間・回数》

平成21年5月から平成22年3月まで計16回開催し、うち4回が市長報告・意見交換。
その他、地域との意見交換会を3回開催。

《地域との意見交換における主な意見》

(全体的な考え)

- ・地域と子どものつながりがなくなってしまうことが心配である

- ・道路行政や農政も含め市全体として中長期に考えて欲しい。
- ・閉鎖してしまわないで、常時使用される機能がないと施設が廃れてしまう。

(具体的な活用法)

- ・教育委員会が教育施設として使い、残りを地域が使用
- ・片浦の自然や人材を生かした体験学習施設。塔の峰青少年の家の代替施設
- ・部活動やスポーツ団体等の合宿場所
- ・アジアセンターのような企業や教員研修の場
- ・芸術家の活動場所や映画撮影の拠点施設
- ・有名私立中や専門学校の誘致
- ・人口を増やすための住宅
- ・高齢化している地域の高齢者向けのサービス施設
- ・地域資料館(学校や地域の歴史資料等の保管・整理)
- ・地域センター的な機能を有する施設

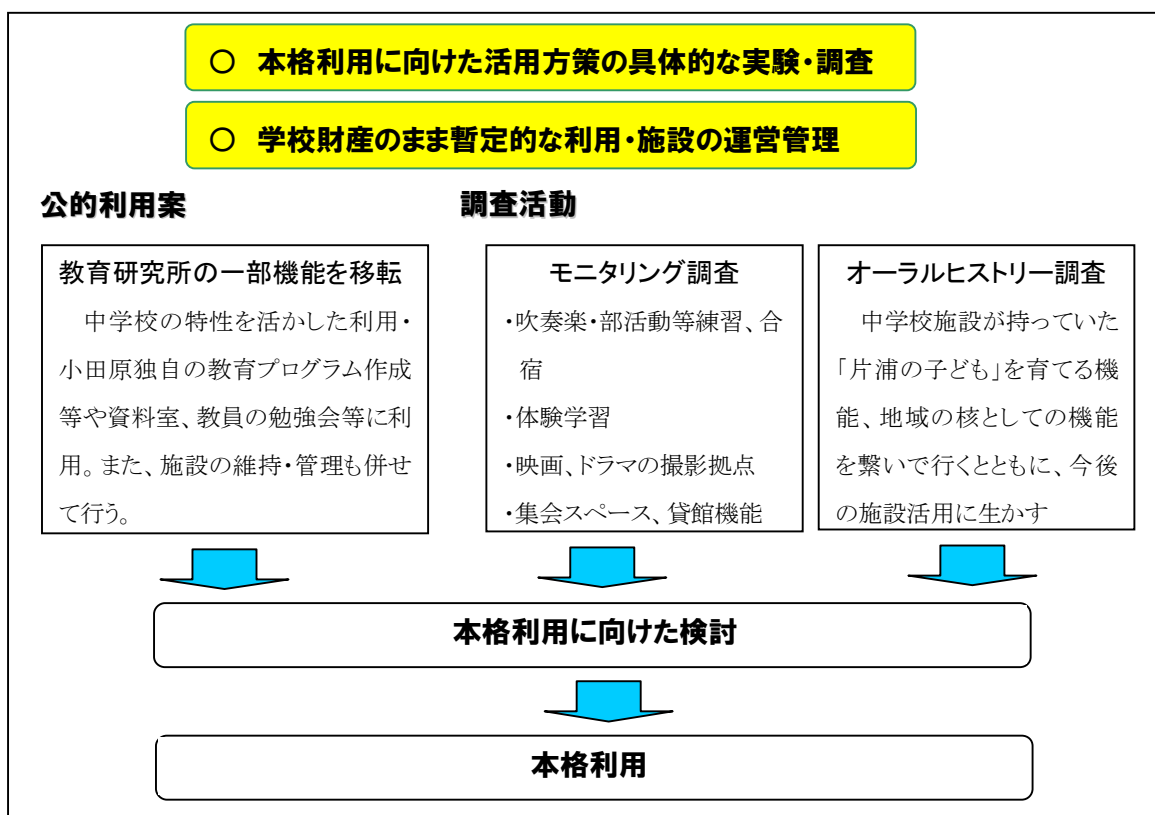
《市長報告・意見交換》

(市長より)

- ・片浦中学校施設については第一に「片浦のためになるもの」として活用しなければならない。この施設を利用する事によって、**地域の活性化に繋がって行かなくてはならない**と思っている。また、片浦地域の方々が自分たちの住んでいる地域に誇りを持っていただけるような活用法を考えなければならないと思っている。
- ・片浦の方たちのためだけでなく、**小田原全体の進化のためになるもの**としての役割を担っていかなければならないし、この施設でなくても出来るような使い方はしたくないと思っている。
- ・何を行うかという見極めは中々難しいと思うが、結果として、**交流人口の大幅な拡大に繋がって欲しい**という思いがある。
- ・活用法としては、場合によっては宿泊研修施設や林間学校としての滞在型としてのプログラムやメニューも十分に考えられると思うが、365日、恒常的に利用されているものを主として考えて欲しい。
- ・地域の高齢者の居場所がなくなってしまったとか地域のコミュニティ施設の移転といった既存の価値を、場所を変えて置き換えるといったことだけではなく、**新しい価値を持ち込む場所**として考えて行くべきではないかと基本的には思っている。
- ・期待をしている点では、小田原市には青少年の家があるが、この規模の市の野外教育学習の場としては非常に貧弱であるので、何か**小田原ならではの、子どもたちがのびのびと色々な学習が出来る空間、夢のある空間**は絶対に必要だと思う。
- ・地域の人と外の人との絡み、また、小田原の中で十分に用意が出来ていない子どもたちの育成の場づくりなどの新しい価値が、あの貴重な空間を使って生まれてくる、作り出せるということが非常に大事なのではないかと思う。
- ・地元の方は具体的にどのような施設をいつから開設するのかといったことを期待されていると思うが、我々はそういった視点だけではなく、もう少し長い目であの施設の

可能性を色々と検証することが必要だと思う。

《ワーキングチームからの提案》



<平成22, 23年度>

(1) オーラルヒストリー調査

《定義と目的》

オーラルヒストリー調査とは口伝による生活体験等の調査であり、地域の関係者にインタビュー調査などを行い、個人の記憶を収集・記録して情報を蓄積するとともに、それをコミュニティの歴史として編纂することで、記憶の中に眠っている地域資源を発掘し、将来の地域づくりやまちづくりに役立たせるものである。

閉校に際し、片浦中学校の持っていた「片浦の子どもを育てる機能」と、「地域コミュニティの核としての機能」が地域からなくなってしまうことを地域の方々は非常に懸念していたため、片浦中学校が片浦地域において果たしていた役割や位置付けを、オーラルヒストリー調査により改めて掘り起こし、整理・分析することにより、施設の本格活用に生かそうとしたものである。

22年度

《経過》

インタビュー調査等を行い、片浦中学校が地域において持っていた機能や地域資源の洗い出しを行うとともに、中間報告会や地域向けのワークショップなどを計3回開催した。

4月25日	地域説明会の開催
5～7月頃	オーラルヒストリー聞き取り調査 : 対象者21名
8月23日	片浦あそび調査ワークショップの開催 : 児童12名
10月30日	中間報告会「片浦の歴史をつむぐ」の開催
1月21日	地域の女性対象のオーラルヒストリー : 対象者14名
3月	片浦地区オーラル・ヒストリー調査活動報告書提出

《提言》

- ・全く違う機能に転用してしまうより、学校施設であったということを生かし、**次の世代に伝える学び舎**として今後も使っていただきたい。
- ・学校としての役割は終えたが、今後も**地域活動の核**として、日常生活に彩りを浴え、**地域の世代間での交流と文化継承を促す**べく存在してほしい。

23年度

22年度の調査をもとに、地域に半常駐のような形で入り込み、より掘り下げた調査を行った。それらをもとにして、施設活用イメージ図の提出及び、施設の本格活用に向けて、「**地域での体験学習のメニュー案**」、「**体験学習に協力していただける方や施設などのリスト**」なども盛り込んだ、より具体的な提案をしていただく。

5月7日	成果発表会「日曜まちづくり工房」の開催
7月～	地域資源調査
8月27日	中間報告会「片浦中学校の活用について」の開催
11月	施設活用イメージ図の提出

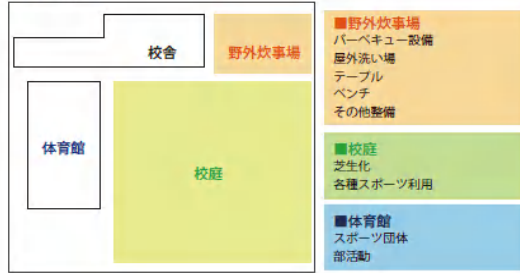
《提言》

- ・旧片浦中学校は、地域内外の人が学校という共通の記憶を介して交流できる貴重な空間であるので、**改修にあたっては、宿泊など多様な目的に応えうること、その前提として「学校らしさ」を損なわないように**されたい。

《施設活用イメージ図の提出》

改修にあたり、宿泊など多様な目的に応えうること、その前提として、「学校らしさ」損なわないことを掲げ、①**最低限の改変のみ行うこと**②**できるかぎり現役時代の姿に復元可能であること**、に重点をおき、イメージ図を提出。

敷地内概略図



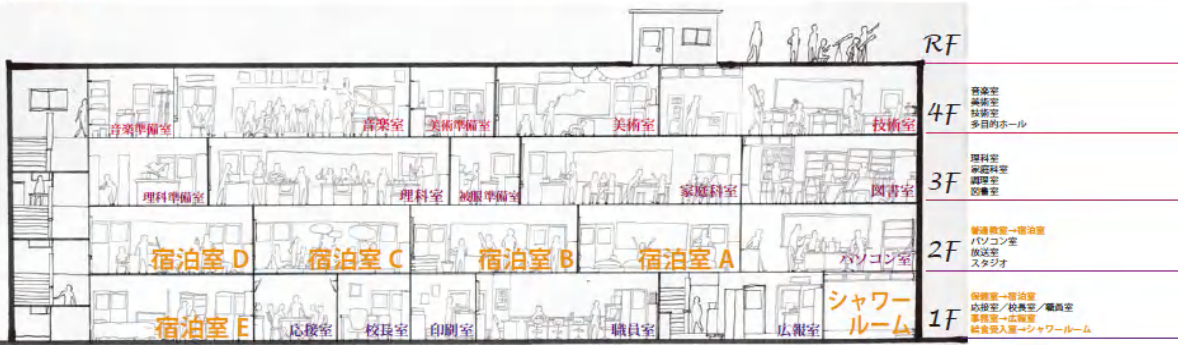
片浦中学校は、小田原市の財産であると同時に片浦地区で子供時代を過ごした人々の記憶のよすがであり、また、地域内外の人々が「学校」という共通の記憶を介して交流できる貴重な空間です。

改修にあたり、宿泊など多様な目的に応えうること、その前提として、「学校らしさ」を損なわないことを掲げ、①最低限の改変のみ行うこと、②できるかぎり現役時代の姿に復元可能であること、に重点をおき、イメージを提示いたします。

【改修箇所】

- ① 1F 職員更衣室→多目的トイレ
- ② 1F 給食受け入れ室→シャワールーム
- ③ 1F 保健室・2F 普通教室→宿泊室
- ④ 野外用具置き場→野外炊事場

校舎施設概要



① 宿泊室 置き畳を敷くことで、宿泊時は畳敷、その他利用に応じて本質フローリングに戻すことを可能にする。
現在利用しているロッカーを一部下駄箱として利用できるよう撤出切りつける。

ロッカー・下駄箱 畳敷

② シャワールーム 1Fの給食受け入れ室を利用。
男女別に入り口を設け、内部に更衣用の鏡を設置する。

シャワールーム 男女各5基
更衣鏡設置

③ 多目的トイレ 1Fの職員更衣室部分を利用。内壁を取り除いて、多目的トイレを設置する。

図説：TOIO ホームページ

④ 野外炊事場 校庭敷地内の屋根付き野外用具置き場を利用。
濡れた日には外に机を出して、雨の日にはテーブルを畳んだり屋内と行き来しながら調理・食事をする。

バーベキュー台 アースオープン

アースオープン1基
バーベキュー台8基

《成果報告書》

平成22年度における実地調査を受け、平成23年度に、掘り下げた調査を行った結果などをもとにして、施設の本格活用に向けて、「地域での体験学習のメニュー案」、「体験学習に協力していただける方や施設などのリスト」、「理科室などのモニタリング調査で利用頻度が少なかった部屋の改修や利用案」なども盛り込んだ、より具体的な提案をした報告書を提出。

《地域・市内での協力者のコーディネート》

地域住民、実際に旧片浦中学校施設を使用していただいた方、市内などで色々な活動をしている方と話をしている中で、地域も含め、体験学習などに協力してくれそうな人がかなりいることが分かった。その方たちの中には、体験学習を実際実施する際に協力できるだけでなく、どのようなことが出来るかなどを一緒に検討していただけると言っている方もいるため、どのような方が、どの程度の関わりが出来そうかなどを継続して調査。

なお、委託は昨年度で終了したが、そのようなコーディネートを含め、委託という形ではなく、独自に協力することが出来るとの提案が来ている。

(2) モニタリング調査

《目的》

施設をどのような利活用が出来るのかを年間を通じて実験的に調査し、本格利用の素材として生かすとともに、実際に利活用する中で出て来た要望等を検討し、施設の整備等の検討素材とするために実施したもの。

《経過》

平成22年広報おだわら12月号及びホームページでモニターとして利用してくれる個人・団体を平成22年、23年度に募集を行い、利用者から施設に対する提案、要望を聴取した。

利用実績及び利用者からの提案、要望は以下のとおりとなる。

《利用実績》

22年度

利用枠	団体名	事業名	利用枠	団体名	事業名
地域	KFC	地域スポーツ団体	行政	文化交流課	ときめき国際交流
	YYクラブ	地域スポーツ団体		青少年課	指導者養成研修事業
	体育振興会	バレーボール		青少年課	あれこれ体験in片浦
	片浦地域	えっさホイ踊り		高齢介護課	筋力アップトレーニング
	健康普及員	健康普及教室		教育指導課	教育指導研修
	高橋絢子	ワークショップ		無尽蔵プロジェクト	食育講演会
	野瀬優里	バスケットボール	公募	飯室哲也	展覧会
学校	酒匂中	バドミントン部	CLCA		調理実習、運動
	城南中	女子バスケット部			
	城南中	バドミントン部			
	千代中	バドミントン部			
	片浦小	グラウンド			
	新玉小	サッカー練習			
	小田原高校	バレーボール部			

*太字は宿泊利用

総団体数 (延べ)	119	総利用者数 (延べ)	7,949
利用場所 校舎	13	利用場所 校舎	296
体育館	102	体育館	7,518
運動場	4	運動場	135

23年度

利用枠	団体名	事業名	利用枠	団体名	事業名
地域	KBC	地域スポーツ団体	公募	小田原ハリケーン	ソフトボール
	KFC	地域スポーツ団体		富士見親父の会	宿泊体験
	YYクラブ	地域スポーツ団体		JA かながわ西湘	柑橘講習会
	ハッピークラブ	高齢者筋力トレーニング		医師会合唱団	合唱練習
	体育振興会	バレーボール		片浦サロン	相談業務
	片浦地域	えっさホイ踊り		西湘バインミー部	調理実習
	健康普及員	健康教室フラダンス		横浜インスパイアーズ	マーチングバンド練習
	片浦ミニバス	ミニバスケットボール		CLCA	子ども・若者育成フォーラム
学校	酒匂中	バドミントン部		気づきの種まきPJ	映画上映会
	城南中	女子バスケット部		農業技術センター	試験成績発表会
	小田原高校	バレーボール部		大久保タイフーン	ソフトボール
	千代中	バドミントン部		三の丸FC	サッカー
	城南育成会	ふれあい活動		富士見ミニバス	スポーツ合宿
行政	青少年課	指導者養成研修事業		早川SC	サッカー
	青少年課	あれこれ体験in片浦		風のたより	風のたより2012
	青少年課	体験学習事後研修		とらさん食堂	調理実習
	教育指導課	教育指導研修		芦子SC	サッカー
公募	高橋絢子	片浦中学校であそぼう		りえちゃんの教室	体操・エクササイズ
	高橋絢子	ワークショップ(手芸)		飯室哲也ほか	アートIN片浦中学校
	CLCA	調理実習、運動		move Right	ドッジボール
	下中スピリッツ	バレーボール		豆子花	豆子花と冬の学校
	足柄FC	サッカー		青葉子ども会	青葉子ども会お別れ会
	西湘PP	プレイパーク		かたうらタイムス	みかんジャム作り
	町田VC	バレーボール			

*太字は宿泊利用

総団体数(延べ)	210	総利用者数(延べ)	14,044
利用場所 校舎	43	利用場所 校舎	2,480
体育館	112	体育館	8,464
運動場	55	運動場	3,100

《モニタリング調査アンケートにおける意見》

(1) 本格活用に関する提案

食に関すること

- ・カフェ
- ・農家レストラン
- ・料理教室
- ・校庭でオーガニックマーケット
- ・小田原の食を集めたイベント

アウトドア・スポーツに関すること

- ・バーベキュー
- ・天体観測
- ・アウトドア教室
- ・スポーツ行事
- ・運動会
- ・屋上でのヨガ教室
- ・施設周辺の自然探索
- ・農業などのワークショップ

宿泊に関すること

- ・スポーツ合宿
- ・部活動、クラブ活動の合宿
- ・林間学校
- ・宿泊体験
- ・会社の社員合宿
- ・宿泊防災体験

文化・芸術に関すること

- ・技術室を利用した物づくりワークショップ
- ・アーティストインレジデンス
- ・個展
- ・文化的なイベント
- ・クラフトフェア
- ・各教室で様々な催しを行う（文化祭）
- ・読み聞かせや朗読会
- ・音楽イベント
- ・コンサート
- ・映画鑑賞
- ・映画撮影
- ・講演会

その他に関すること

- ・パソコン研修
- ・防災体験教室
- ・子ども会のイベント
- ・大人、子どもが一緒に楽しめる事業
- ・環境に関する教育
- ・未婚者同士のBBQパーティー

(2) 主な要望事項

施設の整備に関すること

- ・シャワー、入浴施設の設置
- ・冷暖房の設置
- ・調理室に給湯器を設置
- ・施設内に飲食施設がほしい
- ・冷凍庫の増設
- ・トイレ改修（洋式トイレへの改修）
- ・網戸の設置
- ・野外炊事場の設置
- ・バリアフリーの施設整備

その他に関すること

- ・駅から施設までの道幅が狭い
- ・駅からのアクセスがわかるよう、案内板の設置
- ・物販ができるようにしてほしい

(3) 本格活用について（平成24年度予算要求時点）

《本格活用の方針》

- ・平成21年度から23年度にかけての市長との意見交換における市長の意向
- ・関係各課との調整による施設利用にかかる様々な制約
- ・モニタリング調査における意見や要望
- ・早稲田大学後藤研究室からの意見や、提案された施設活用イメージ
- ・地域からの「地域に役に立つ機能や地域に人々を呼び込む施策を検討されたい」との意見

などを踏まえ、主に市内外の児童生徒を対象とした日帰り又は宿泊による体験学習や、教職員や青少年指導者等を対象とした研修施設として整備し、平成25年4月からの運用を目指したもの。

《利用目的及び対象者》

- (1) 幼稚園（保育園を含む。以下同じ。）、小学校、中学校及び高等学校が行う体験学習
- (2) 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校のPTA又はこれに準じる団体が主催する活動
- (3) 中学校及び高等学校のクラブ又はサークルによる活動
- (4) 大学、専修学校及び各種学校が行う前3項に準じる学習及び活動
- (5) 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教職員又は青少年活動の指導者等の研修
- (6) 青少年活動団体及び子ども会又はこれに準じる団体が主催する体験活動
- (7) 自治会又は自治会の関係団体若しくはこれに準じる団体が主催する活動
- (8) 不登校又はひきこもりの児童生徒又は青少年を対象とした支援活動
- (9) 児童生徒を主な構成員とするスポーツ団体の活動
- (10) 文化芸術又は音楽の活動の振興に資する事業で大規模な集客を伴わないもの
- (11) 小田原市又は小田原市教育委員会が主催し、又は後援する事業

《整備の概要及び平成24年度予算要求概要》 合計 97,197千円

①施設改修費 91,980千円

- ・宿泊室改修（宿泊室化5室・エアコン等）
- ・シャワー室改修（設備・電気等）
- ・バリアフリー法・建築基準法関係整備
- ・消防設備整備（自家発電機・火災通報設備等）

②屋外炊事場整備費

- (1)屋外炊事場用消耗品費 650,000円 バーベキューコンロ購入費等

③施設管理費

- (1) 臨時用務員賃金 @840円×7時間×365日×2人=4,292,400円
(2) 管理用消耗品・燃料費 232,000円

④旅館業法等申請手数料

- (1) 旅館業許可・食肉魚介類販売業申請手数料 41,200円

《使用想定及び使用箇所》

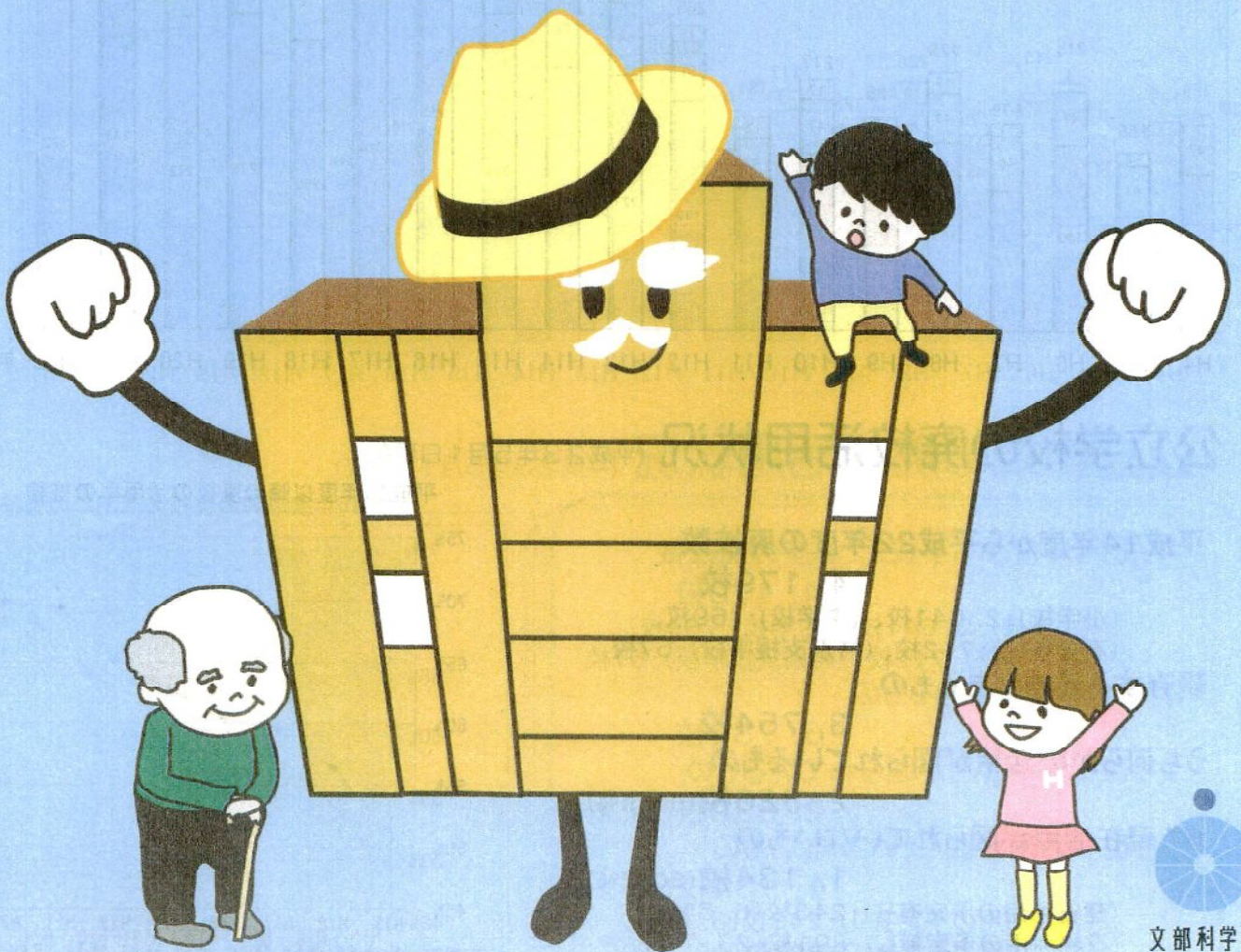
1F	想定される使用法	改修
職員室	事務室・受付	
印刷室		
校長室		
応接室	応接室	
保健室	宿泊部屋(畳)	有
事務室	地域・関係者事務室・交流スペース	
用務員室	管理室(管理者宿泊)	
更衣室	みんなのトイレ	有
給食受入室	シャワー施設	有
2F	想定される使用法	改修
普通教室	宿泊部屋(畳)	有
普通教室	宿泊部屋(畳)	有
普通教室	宿泊部屋(畳)	有
会議室	宿泊部屋(畳)	有
パソコン教室	パソコン研修室	
スタジオ	地域・学校資料室	
放送室		
更衣室(男)	更衣室(女)	
3F	想定される使用法	改修
理科室	理科学習等	
理科準備室	備品庫	
被服準備室	備品庫	
被服室	ランチルーム	
調理室	調理室	
調理準備室	調理準備室	
図書室	地域図書館	
教材室	更衣室(男)	
4F	想定される使用法	改修
音楽室	合唱練習、研修スペース	
音楽準備室	楽器庫	
美術科教室	美術学習等	
美術準備室	備品庫	
技術科教室	技術学習等	
技術準備室	備品庫	
多目的ホール		
生徒会室		
体育館	想定される使用法	改修
体育館	スポーツ団体・部活動	

未来に
つなごう



みんなの廃校 プロジェクト

～ 廃校施設の有効活用～



文部科学省

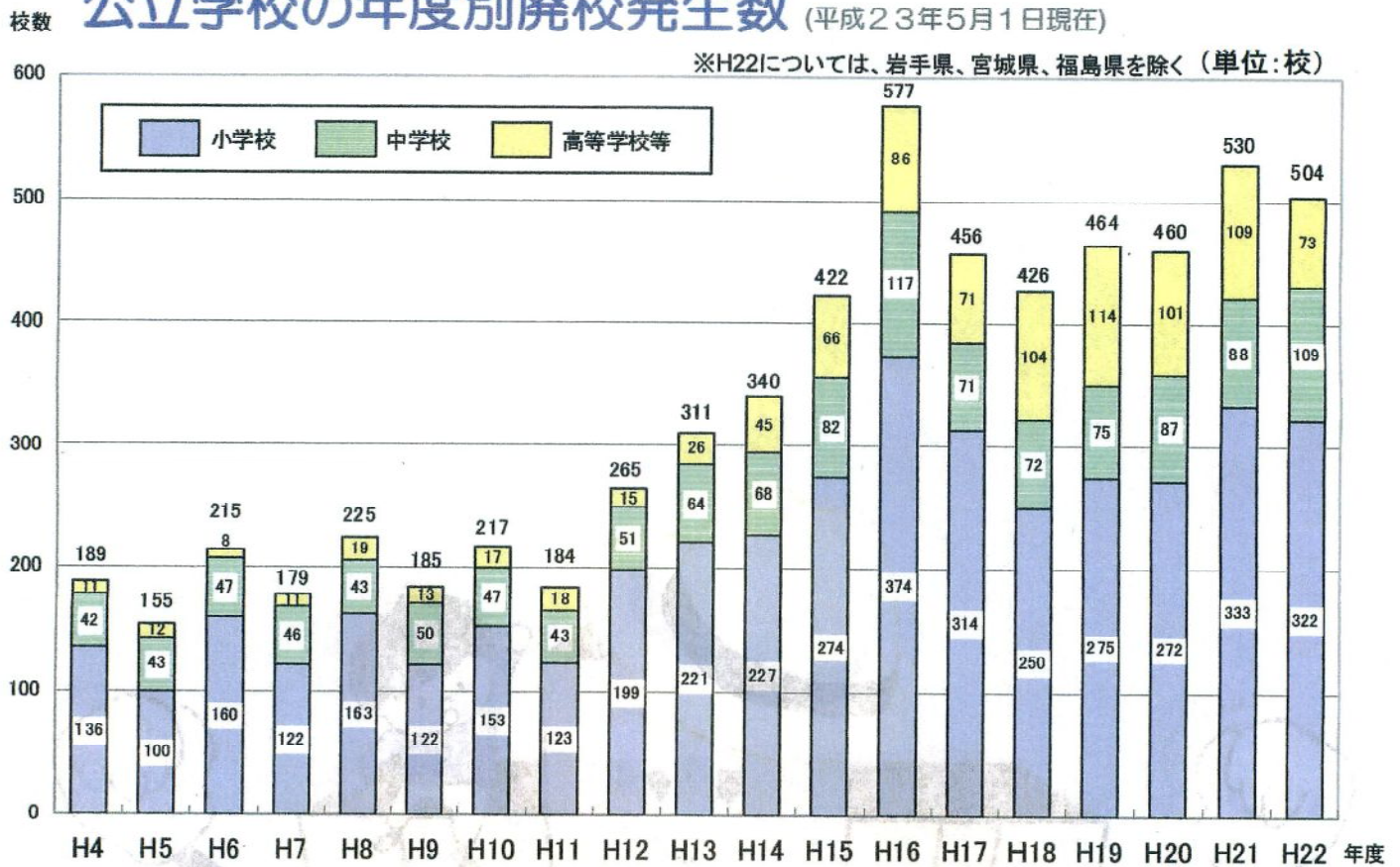
全国の廃校施設急増中！ その施設の有効活用が求められています

少子化による児童生徒数の減少などにより、毎年400校から500校前後の廃校が発生する中、その施設の有効活用が課題となっています。

廃校の活用が進まない理由として、活用を検討しているものの地域等からの要望がない、活用方法がわからないといったことが挙げられています。

このような課題の解消を図るため、文部科学省において、このたび、～未来につなごう～「みんなの廃校」プロジェクトを立ち上げました。活用方法、利用者などを募集している廃校施設等の情報を、各地方公共団体が希望するものに限り文部科学省にて集約し、ホームページ上で公表することといたしました。

公立学校の年度別廃校発生数 (平成23年5月1日現在)



公立学校の廃校活用状況 (平成23年5月1日現在)

平成14年度から平成22年度の廃校数

4, 179校

(小学校):2, 641校、(中学校):769校、
(高等学校):712校、(特別支援学校):57校

現存する建物があるもの

3, 754校

うち何らかの活用が図られているもの

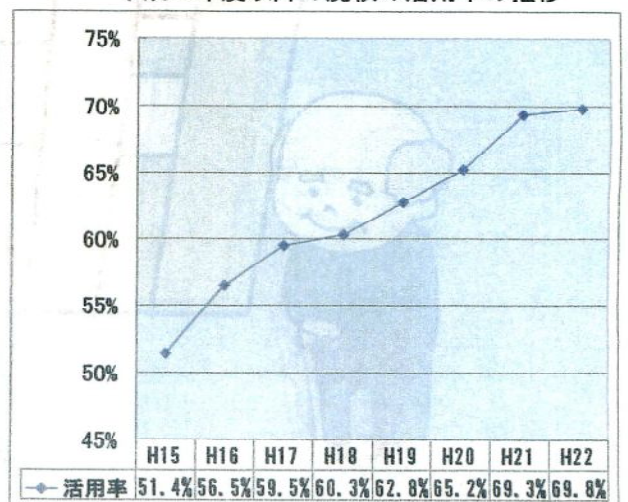
2, 620校(69. 8%)

うち現在活用が図られていないもの

1, 134校(30. 2%)

(建物利用の予定有り):243校(6. 5%)、
(建物利用の予定無し):891校(23. 7%)

平成15年度以降の廃校の活用率の推移



廃校施設を有効活用してほしい… そんな思いからプロジェクトを立ち上げました！

「みんなの廃校」プロジェクト～廃校施設等情報と活用ニーズのマッチング～



「みんなの廃校」プロジェクトホームページ上で公表中の情報

活用用途募集廃校施設等一覧

活用用途募集廃校施設等の一覧(※随時追加・更新中)

番号	都道府県名	市区町村名	旧学校名	所在地立地条件	用途地域	土地面積	構造 施工年 施設区分	建築面積 延床面積 階数	募集内容	貸与 譲渡条件等	備考	担当窓口 HP
〇	〇県	〇×市	〇×小学校	〇×駅から 徒歩10分	-	5000㎡	鉄筋コンクリート S45、校舎	400 800 2	貸与先 公募	地域活性化に つながること	体育館も 使用可	http://〇〇〇

廃校施設等活用事例リンク集

オフィス・工場、福祉施設、文化施設、宿泊施設、教育施設、特産品販売・加工施設など、廃校施設等の有効活用事例のリンク集

廃校施設等の活用にあたり利用可能な補助制度

廃校施設を保育所、高齢者福祉施設、体験交流施設、インキュベーション施設などに活用する場合に活用可能な各省庁の補助制度の一覧

みんなのこえ ～各地方公共団体より～

学校跡地の利活用は、本町の最重要課題として位置付け、住民を主体とした「土地利活用推進協議会」を立ち上げ、検討を進めました。活用情報の周知は、これまでも町のホームページに掲載してきましたが、情報の発信力に限界を感じていました。このプロジェクトによって、文部科学省のホームページに掲載をさせていただいたところ、5件の問い合わせ(うち3件の事業提案。その他電話での問い合わせが数件)があり、最終的に四年制大学の誘致が決定しました。国が中心となり、このプロジェクトを立ち上げた成果は、かなり大きいと考えています。

廃校施設等の活用にあたり利用可能な他省庁の様々な補助制度などを紹介していることは、地元利活用等を検討するうえで大いに役立つと思います。今後とも、こうした情報の更新、あるいは、最新情報の提供をお願いしたいと思います。

廃校施設については、市が中心となって地域の活性化につながる活用方法を検討していますが、一地方団体の力だけでは限界があることから、文部科学省の「みんなの廃校」プロジェクトに参加したところ、多方面から問合せがあって大いに役立ちました。今後も継続して行ってほしいと考えています。

今迄で20件の問い合わせがあり、その内の3件は文科省のHPを見てからの問い合わせで、すべて県外からでした。市町村としては県外への情報発信ツールに乏しく、そういった面からすると文科省のHPに掲載できたことは良かったと感じています。また、他市町村の取り組みを確認できたことも良かったです。

各自治体の様々な活用プロジェクトが一覧で確認でき、大変参考になります。



「みんなの廃校」プロジェクトイメージキャラクター
廃校舎さん

京都府 京都市 旧龍池小学校
京都国際マンガミュージアム

京都市と京都精華大学との共同事業により、マンガ資料を収集・保存し、博物館・図書館機能、研究機能、生涯学習機能、新産業創出・人材育成機能を有する我が国初のマンガ文化の総合拠点として開設し、運営しています。



地域の活性化だけでなく、マンガ文化の発信拠点、新観光拠点として国内外から注目を集めています。

東京都 世田谷区 旧池尻中学校
世田谷ものづくり学校

「学び・雇用・産業」の再生といった視点から、民間の活力を生かした新しい手法により、新たな産業の育成や創業の支援などを行っています。また、映像・デザイン・建築などの入居業者のクリエイターが事業活動しワークショップなどのイベントを開催しています。



学校校舎の雰囲気、クリエイティブな事業をする事業者や地域のコミュニティの場として、相乗効果をもたらしています。



北海道 新冠町 旧太陽小学校
**太陽の森
 ディマシオ幻想美術館**

全国初のインターネットオークションにより売却し、フランス幻想絵画の巨匠、ジェラール・ディマシオが描いた世界最大(高さ9m、幅27m)の油彩画を中心として、代表作六十数点が展示された美術館に生まれ変わりました。



比較的立地条件が良く、建物の構造がしっかりしています。

福島県 会津若松市 旧河東第一小学校
仁爱看護福祉専門学校

会津地方では唯一の介護福祉士養成施設です。当科の授業は午後からで、働きながら学ぶことができます(当法人の関連施設でアルバイト採用します)。また独自の奨学金制度もあります。



地域の活性化・雇用創出及び、介護福祉科新設にかかる経費の削減につながります。

新潟県 村上市 旧南中学校
山北ゆり花温泉・交流の館「八幡」

●旧国土庁の補助を活用●

海、山、川の豊かな「自然」や「生業」体験、「ゆり花温泉」、地元食材を活かした「食」など、ふるさとの魅力を満喫できる学び舎の面影残る体験交流宿泊施設です。



公共施設の有効活用とともに校舎(学び舎)の雰囲気を活かすことができ、開設経費を低く抑えることができます。



鳥取県 湯梨浜町 旧羽合西小学校
羽合西コミュニティ施設

センコー㈱が地域の障がい者や高齢者を雇用し、野菜の水耕栽培・キノコ類の栽培・食品加工などを行い「福祉型農業事業」に取り組んでいます。



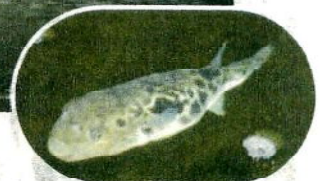
「学校施設の再利用」という形の地域貢献ができます。

栃木県 那珂川町 旧武茂小学校
温泉トラフグ養殖施設

那珂川町に湧出する天然温泉の有効成分と排熱を利用し海産魚種「トラフグ」の養殖生産を行い那珂川町の特産品ブランドとして「町おこし」を行っています。



廃校を有効利用することによる地域活性化の促進及び初期投資の軽減が図れます。



秋田県 大館市 旧山田小学校
白神フーズ(株)生ハム工場

山あいの廃校校舎の気候風土が、保存料などを一切使用しない長期熟成型の生ハムの生産と熟成の工房として最適地であることが要因となり、生ハムの製造工場に生まれ変わっています。手作りの生ハムを作る「生ハム塾」も定期的に開催しています。



地域雇用の創出と利活用によって再び廃校舎に灯がともることで、交流人口も増加し魅力ある地域社会を形成する基盤のひとつとなっています。

兵庫県 養父市 旧西谷小学校
但馬醸造(株)

昔ながらの製法(静置発酵)で長期熟成させたお酢を作っています。体育館は製造工場に、職員室は事務室に、理科室は研究室に生まれ変わりました。

天井が高く使い勝手が良い体育館と、将来的に拡張が見込める広い敷地が活用できます。



体験交流施設

熊本県 阿蘇市 旧小池野小学校
なみの高原やすらぎ交流館

●農林水産省の補助を活用

小学校跡地を、都市と農村の交流拠点として活用しています。地域住民の協力の下、特産の高冷地野菜を活用した地産地消メニューの開発や、企業・大学と連携した農林業体験型研修、環境教育事業の実施もしています。



交流事業を推進するにあたり、地域住民からの協力が得られやすいです。



高知県 大月町 旧春遠小学校

●厚生労働省の補助を活用●

グループホームのんびり館・老人ホーム高原の郷

学校を改修し誕生したホームですが、明るく清潔感たっぷりに再生しました。共有スペースの食堂兼居間に、耐震強度を維持するために数本の柱が残りましたが、今ではそれも愛おしく感じます。



多額の公費を費やして造られた校舎であり、地域の方々に親しまれてきた校舎でもあるので、地域の灯を消さず、親しみを持っていただけます。

和歌山県 東牟婁郡 二宮町 西曲野

旧東牟婁郡 二宮町 西曲野 小学校



岐阜県 高山市 旧日和田小学校

飛騨高山御嶽

トレーニングセンター

施設のある場所は、日本有数の高地トレーニングで有名な飛騨御嶽高原高地トレーニングエリア(文部科学省指定ナショナルトレーニングセンター高地トレーニング強化拠点施設)内に位置しており、当施設内には文部科学省の委託事業により様々な医科学トレーニング機器を整備しています。オリンピック選手も高地トレーニングの合宿に訪れます。



高地トレーニングをキーワードとしたスポーツ振興と、地域内外の交流促進等による活性化が図られています。

奈良県 山添村 旧北野小学校

山添村立すみれ保育園

●総務省の補助を活用●



新築に比べ移転費用が約1/3に抑えられました。



村立の保育園です。校舎の一部を利用し、児童用から園児用への改修並びに改装を行い移転しました。

福祉施設・診療所

島根県 浜田市 旧宇野小学校

うのピアノクリニック

内科、循環器科、消化器科、小児科の診療を行っています。宇野地区は市内から約10km離れており、高齢者を中心に、市内まで出なくても良くなったと喜ばれています。現在は、毎週水曜日・午前中のみ診療ですが、診療時間を増やすことも検討されています。



市として多大な投資をせずに地域住民のニーズ(無医地区解消)への対応を図ることができました。

山口県 山口市 旧引谷小学校

山口県立大学サテライトキャンパス(徳地地域づくり研究センター)

教育施設など

旧徳地町と山口県立大学が包括的連携協定に基づき、廃校となった小学校を地域と大学や若者との人的・知的交流、地域の活性化を図るための教育、研究及び地域活動等の拠点として活用しています。



県立入のサテライトキャンパスとして活用することで、地域住民と若者との交流の場となっています。

廃校施設活用にあたっての 国庫補助制度があります

廃校施設等の活用にあたり利用可能な補助制度

転用施設の改修に対する補助等

平成23年度(平成23年4月現在)

事業名	所管官庁	対象となる転用施設等	
スポーツ振興くじ(toto)助成 (地域スポーツ施設整備助成)	文部科学省	(独)日本スポーツ振興センター スポーツ振興事業部助成課 TEL:03-5410-9150	地域スポーツ施設
史跡等及び埋蔵文化財公開活用事業 (国宝重要文化財等保存整備費補助金)	文化庁	文化財部記念物課官跡管理係 TEL:03-6734-2876	史跡等のオリエンテーション及びガイダンス、体験・活用のために必要な施設等
地域介護・福祉空間整備等交付金 (介護基盤緊急整備等臨時特例基金)	厚生労働省	老健局高齢者支援課 TEL:03-5253-1111 (内線3928)	老人福祉施設等
次世代育成支援対策施設整備交付金		雇用均等・児童家庭局総務課(児童福祉) TEL:03-5253-1111 (内線7824)	児童福祉施設等 (保育所、子育て支援のための拠点施設を除く)
子育て支援対策臨時特例交付金 (安心こども基金)		雇用均等・児童家庭局総務課(児童福祉) TEL:03-5253-1111 (内線7824)	私立保育所、子育て支援のための拠点施設
放課後子ども環境整備事業		雇用均等・児童家庭局育成環境課 TEL:03-5253-1111 (内線7909)	放課後児童クラブ
社会福祉施設等施設整備費補助金	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 TEL:03-5253-1111 (内線3035)	障害者施設等	
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	農林水産省	農村振興局整備部農村整備官 TEL:03-3502-8111 (内線3098)	都市と農村の交流拠点施設 山村・都市交流促進のための自然体験学習・農業体験学習等の拠点となる滞在型活動施設
森林・林業・木材産業づくり交付金 (木造公共建築物等の整備)	林野庁	林政部木材利用課 TEL:03-3502-8111 (内線6121)	交流施設等の公共施設
過疎地域等自立活性化推進交付金	総務省	自治行政局過疎対策室 TEL:03-5253-5111 (内線5536)	地域間交流・地域振興を図るための生産加工施設、資料展示施設、教育文化施設、地域芸能・文化体験施設等 (過疎地域遊休施設再整備事業においては、過疎地域の廃校舎等の遊休施設を改修する費用が対象)
市町村合併推進体制整備費補助金		自治行政局市町村体制整備課 TEL:03-5253-5111 (内線5516)	旧合併特例法第3条第1項に規定する市町村建設計画に基づき実施する事業
社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業)	国土交通省	都市・地域整備局まちづくり推進課 都市総合事業推進室 TEL:03-5253-8111 (内線32564)	都市再生整備計画に位置付けられたまちづくりに必要な施設
社会資本整備総合交付金 (地域住宅計画に基づく事業)		住宅局住宅総合整備課 TEL:03-5253-8111 (内線39334)	公的賃貸住宅などの社会資本総合整備計画に位置付けられた地域の住宅政策の実施に必要な施設 (空き家再生等推進事業においては、空き建築物(廃校等)を宿泊施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等に改修する費用が対象)
集落活性化推進事業		都市・地域整備局地方振興課 TEL:03-5253-8111 (内線32462)	定住人口・滞在人口の流出抑制を目的とした、集約化による公益サービスの維持確保、地域産業の活性化及び地域間交流のための施設整備等
成長産業・企業立地促進等施設整備費補助事業	経済産業省	経済産業政策局地域経済産業グループ産業施設課 TEL:03-3501-1511 (内線2781)	企業立地促進法により、国の同意を得た基本計画の対象区域内で、当該計画に基づいて成長産業における企業立地・産業集積形成のために整備される貸工場・貸事業場
電源立地地域対策交付金	資源エネルギー庁 文部科学省	電力・ガス事業部電力基盤整備課 電源地域整備室 TEL:03-3501-1511 (内線4766) 研究開発局原子力課立地地域対策室 TEL:03-5253-4111 (内線4424)	電源立地地域における地域住民の福祉の向上に資するものとして必要と認められる公共用施設

廃校施設には無限の可能性が秘められています

廃校後既存建物の主な活用用途

(平成23年5月1日現在)

福祉施設や体験交流施設、
企業施設などいろんな
活用方法があるんだね



「みんなの廃校」プロジェクトイメージキャラクター
つかえる君

主な活用用途	例	件数
公民館・資料館等		725
社会教育施設	公民館、生涯学習センター等	594
文化施設	資料館、美術館等	131
社会体育施設	スポーツセンター等	707
福祉施設・医療施設等		303
障害者福祉施設	自立支援施設、作業所等	64
保育所		32
児童福祉施設(保育所を除く)	子ども家庭支援センター等	31
放課後児童クラブ		31
放課後子ども教室		20
老人デイサービスセンター		31
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)		22
その他老人福祉施設	小規模多機能ホーム、世代間交流センター等	58
医療施設		14
体験交流施設等		259
体験交流施設	自然体験施設、農業体験施設等	156
研修施設		78
宿泊施設(体験交流施設を除く宿泊施設)		25
庁舎等		258
庁舎等		194
備蓄倉庫		64
企業・創業支援施設・その他法人施設等		140
企業施設	工場、事務所等	91
創業支援施設	ベンチャー企業の拠点施設等	18
その他法人事務所等(企業・学校法人を除く)		31
住宅		27
大学施設		24

※複数回答を含む。

財産処分手続の大幅な簡素化・弾力化

●文部科学省の取り組み

国庫補助を受けて建設された学校施設を、学校以外に転用したり売却する場合は、原則として、補助金相当額の国庫納付等により文部科学大臣の承認を得るための財産処分手続が必要となります。文部科学省では、近年の少子化に伴う児童生徒数の減少により増加している廃校施設等を積極的に有効活用していただくため、**国庫補助事業完了後10年以上経過した建物等の無償による財産処分**の場合は、**相手先を問わず国庫納付金を不要とする等**、財産処分手続の大幅な簡素化・弾力化を図っており、ほとんどのケースにおいて国庫納付金が不要となるよう、地方公共団体の取り組みを支援しております。

なお、財産処分手続については施設助成課のホームページ等で紹介しております。

「みんなの廃校」プロジェクトホームページURL

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1296809.htm

「みんなの廃校」プロジェクトに関するお問い合わせ

みんなの廃校

検索



文部科学省 大臣官房文教施設企画部 施設助成課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL03-5253-4111(代表)2464(内線)

FAX03-6734-3743 E-mail:sisetujo@mext.go.jp

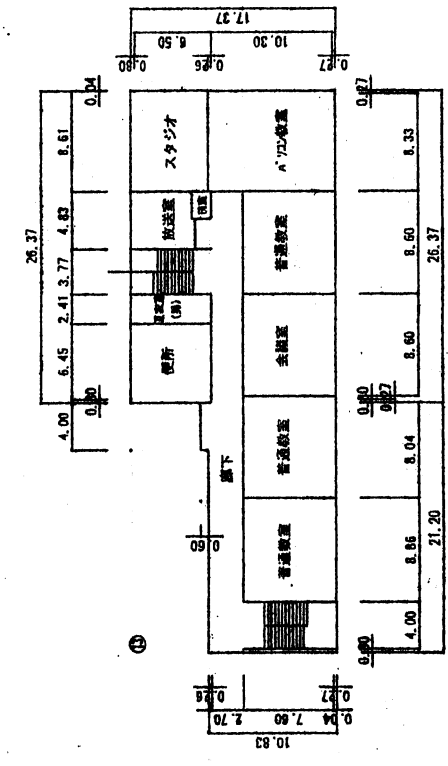
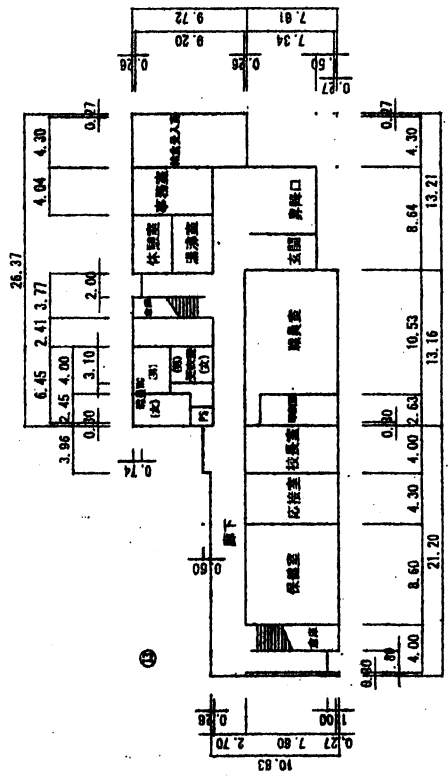
平成24年1月

表紙・デザイン:小川絵理奈

旧片浦中学校校舎配置図見取図

(平成22年度)

施設の配置図	縮尺	1/600	学校名	片浦中学校	調査番号	142064260	整理番号	1238
--------	----	-------	-----	-------	------	-----------	------	------



(平成22年度)

施設の配置図

縮尺 1/600

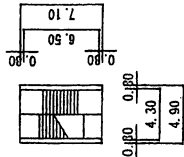
学校名

片浦中学校

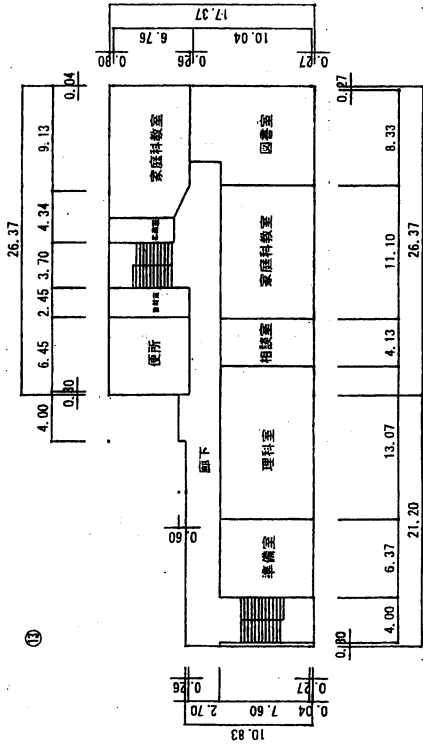
調査番号 142064260

市町村(学校) 整理番号

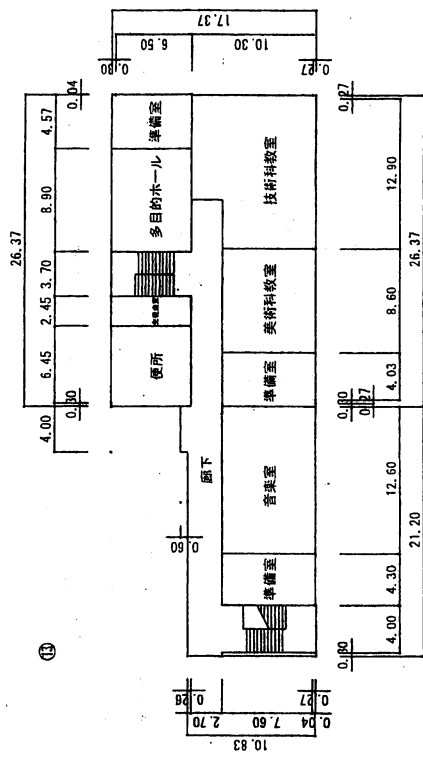
1238



P階



3階



4階

(平成22年度)

施設の配置図
縮尺

1/600

学校名

片浦中学校

調査番号

142064260

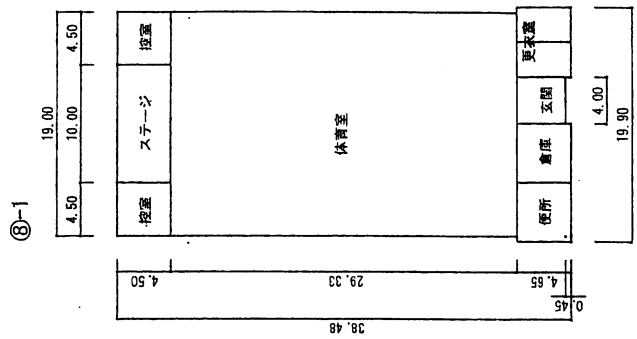
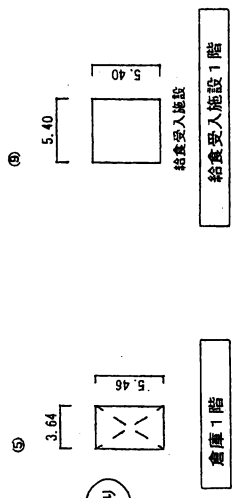
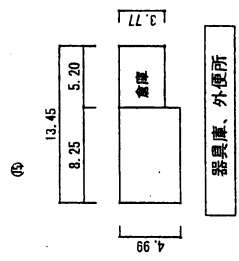
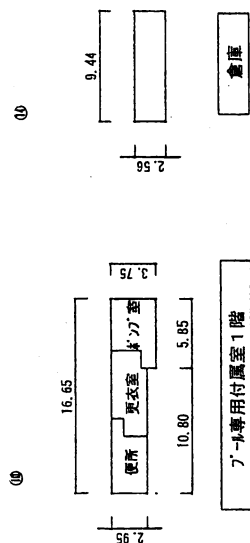
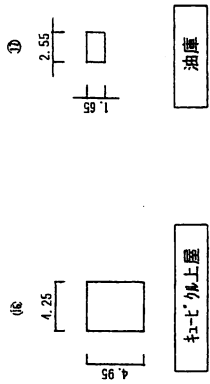
市町村

142064260

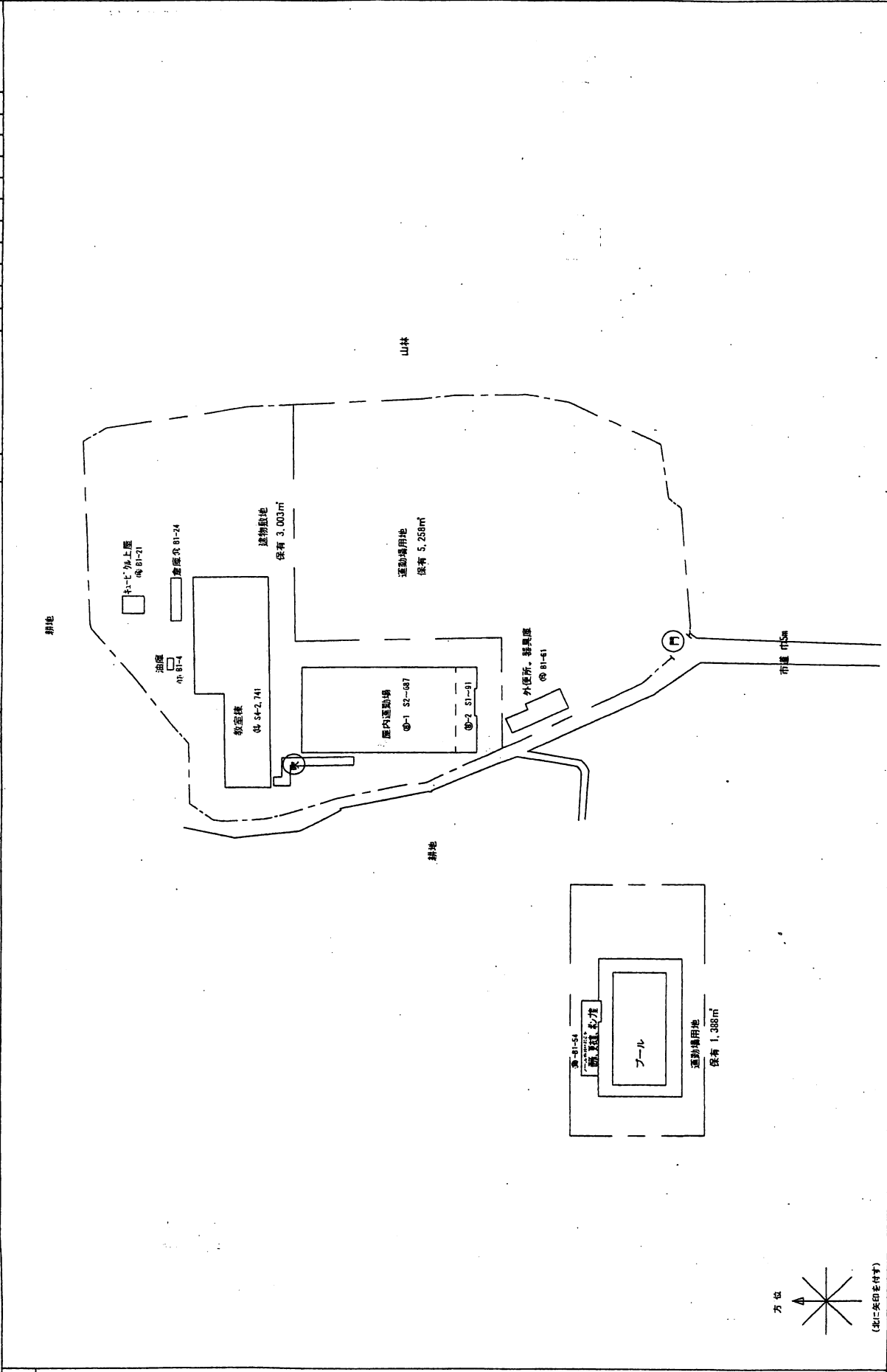
(学校)

整理番号

1238

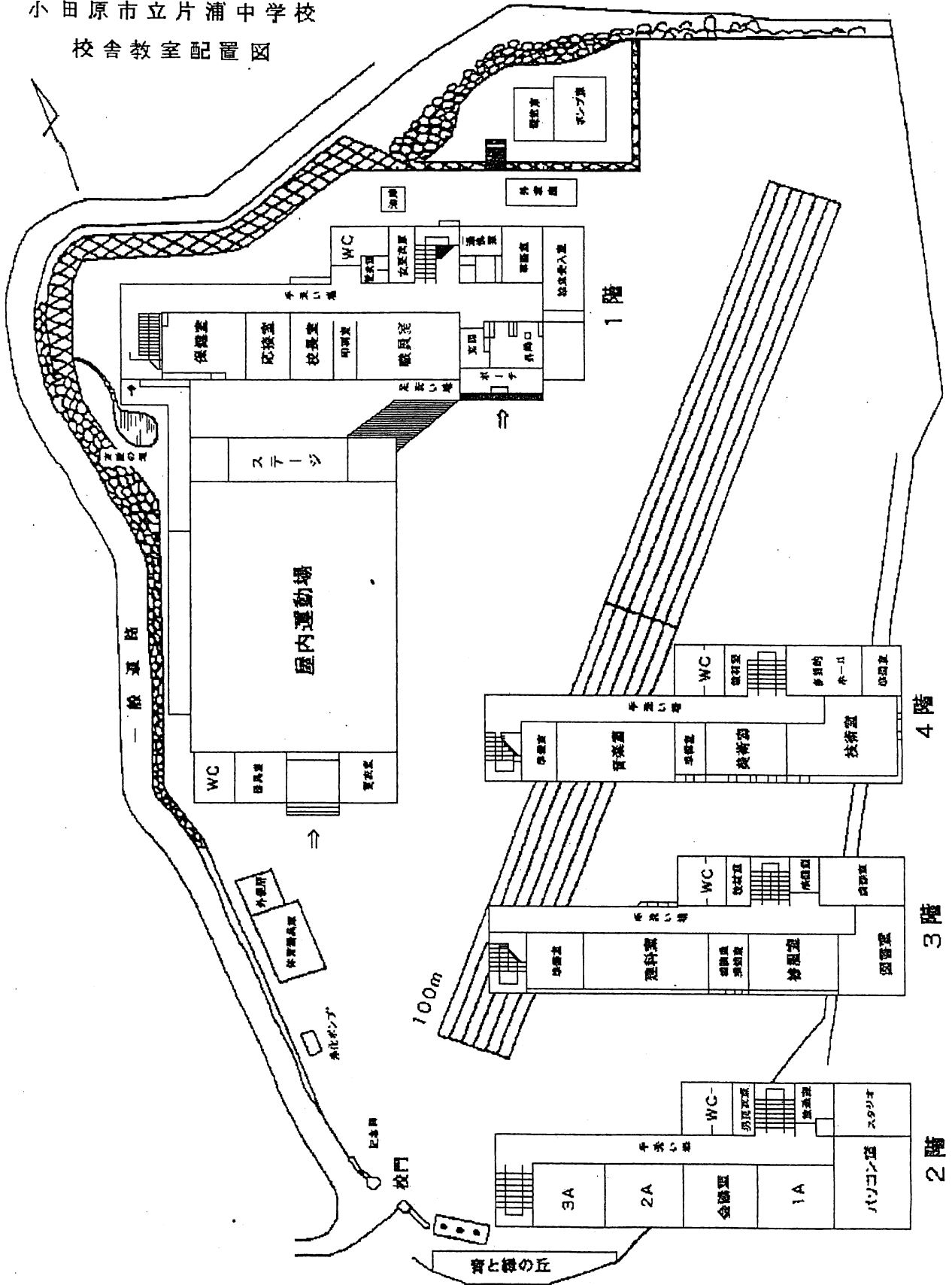


1213	整理番号	142064260	校名	片浦中学校	縮尺	1/1200	施設配置図	R
	(学年)	(学年)						



- (平成22年度)
- 凡例
- 建物
- ① 未とりこわし建物
 - ② 危険建物
 - ③ 借用建物
 - ④ 一時使用建物
 - ⑤ 正門、通用門
 - ⑥ 簡易な小規模施設
 - ⑦ 倉庫
 - ⑧ 吹き抜け葺り廊下

小田原市立片浦中学校
校舎教室配置図



○小田原市教育ネットワークシステム検討会設置要綱

(平成24年4月23日)

小田原市教育ネットワークシステム検討会設置要綱

(設置)

第1条 小田原市教育ネットワークにおける各種システムの導入等を推進するとともに、その円滑な運用に資するために、小田原市教育ネットワークシステム検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 教育ネットワークシステムに関すること。
- (2) 校務支援システムに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、小田原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事項

(組織)

第3条 検討会は、委員長、副委員長1人及び委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が決定する。
 - (1) 小田原市校長会及び教頭会が必要と認める者
 - (2) 教育部長
 - (3) 教育部副部長
 - (4) 教育部管理監
 - (5) 教育部保健給食課長
 - (6) 教育部教育指導課長
 - (7) 企画部情報システム課長
 - (8) 建設部建築課長
 - (9) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が特に必要と認める者

(会議)

第4条 検討会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 検討会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 検討会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(部会)

第5条 検討会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき者は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、委員長の指名する者がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における調査審議の経過及び結果を検討会に報告しなければならない。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する者のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する者」と読み替えるものとする。

(関係職員の出席)

第6条 検討会又は部会において必要があると認めるときは、検討会は、必要に応じ、その会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(任期)

第7条 委員の任期は、選任された日から当該年度末までとし、年度ごとに委員の見直しを行うものとする。

(庶務)

第8条 検討会の事務は、教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月23日から施行する。

